

# 人愛幸せを求めて ①9

2003~2012  
国連識字の10年

すべての人々に教育を

## 犯罪被害者やその家族に

## やさしい社会を

犯罪にまきこまれた場合、被害者やその家族は、プライバシーの侵害と感じるほどの報道にさらされる

ことがあります。周囲から興味本位のまなざしを向けられ、仕事や学業を続けられない、

家庭の崩壊を招くなど、今までの平穏な生活が一変することもあり

ます。このように犯罪被害者は、直接的な被害だけではなく、精神的に何重もの苦痛を負

わされます。

精神的被害の深刻さに目を向けるきっかけになったのは、平成7年(1995年)の地下鉄サリン事件

でした。被害者の権利保護を求める声の高まりを受け、安全で安心して暮らせる社会の

実現をめざし、平成16年(2004年)に「犯罪被害者等基本

法」が成立しました。被害を受けた人が再び平穏な生活を取りもどせるように、精神的な支援

にも重点がおかれています。

ある被害者の遺族は、次のように訴えています。

「法的な整備はもちろん大切ですが、被害者を取り巻く状況を変えるのは、周囲の人の思いやり

です。そばで思いをはせてくれる人がいるからこそ、悲しみ

が少しでもいやされるのです」

私たち誰もが、ある日突然犯罪にまきこまれ、幸福に生きる

権利を奪われるかもしれない

こととして受けとめ、犯罪被害者やその家族が孤立しないで暮らせる社会を築いていきましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

### 人権標語

(中学1年生の作品)

やめよう差別 自分の心も痛いはず



### 相談内容

出会い系サイトで知り合った相手に会うために何回かポイントを購入し、メールのやりとりをしたところ、代金が8万円になりました。後払いシステムでまだ支払っていませんが、相手が突然会わないと言いました。料金を支払わないといけないのでしょうか。

### アドバイス

出会い系サイトには、多くの危険性が潜んでいます。匿名性を悪用し、嘘の情報交換をすることが簡単にできてしまいます。ネット上で知り合った相手を、メール交換の情報だけですぐに信用したり、会う約束をするのは大変危険です。トラブルに巻き込まれないためには、見覚えのないメールアドレスから届いたメールは開かないようにし、興味本意で怪しいサイトにアクセスしないようにしましょう。

### 消費生活相談

ポイントを買わされただけの？  
～高校生の携帯トラブル～

出会い系サイトの利用を未然に防ぐためには、携帯電話の利用について、親子でルールを決めることも大切です。携帯電話会社の「アクセス制限機能サービス」などが利用できます。

未成年者の場合、法定代理人(一般的には親権者)の同意を得ないで契約した場合は、取り消しが可能です。ただし、未成年者契約でも、親からもらつた小遣いの範囲内で行なつた小額な契約や、結婚している場合、嘘をついて契約した場合など、取り消すことができない場合もあります。充分に注意して、利用するようにしましょう。

### 消費生活相談室

0848 6410

とき 9日を除く月、  
金曜日 10時～12時、13時～16時  
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

13日(金) 14時～16時 本郷支所

問い合わせ先 商工振興課

0848 676072

0848 64103